

「岩殿山」地名の由来と景観

— 埼玉県東松山市の岩殿観音をめぐって —

磯 貝 富士男 (大東文化大学文学部)

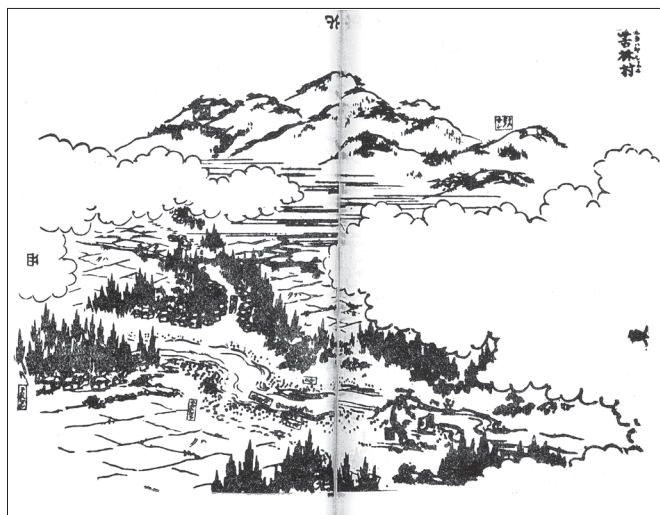
The Origin of IWATONOSAN

Fuji ISOGAI

はじめに

特定の地が人々の畏敬や崇敬の念を集める宗教的場として成立してくる上で、その地の景観的特徴が及ぼす影響の度合いは大きいだろう。本稿は、坂東三十三所観音霊場第十番として知られる東松山市大字岩殿に所在する通称「岩殿観音」を取り上げ、ここに宗教的場が成立してきた前提条件としてのこの地の自然景観の特徴を明らかにすることを課題としている。その際に手がかりとなるのは「岩殿」の語の意味・由来で、それがこの岩殿山の山容・景観に由来することを明らかにしようとしている。

寺社の縁起などでは、宗教的権威を造り出すために、実在・架空を問わず有名・無名の人物の故事などその地をめぐる人的・社会的由緒が語られることが多く、その意味も無視できない。ただそれらは、後にその地を占めた寺社などの縁起創作に当って捏造された濫觴説話にすぎない場合も多く、史料批判が必要であるのは言うまでもないことであろう。このことは、後に特定の信仰が成立してきた理由考察の手がかりとして重要であるのだが、ここで課題としているのはそこに特定の宗教が成立して来るに先立つ問題で、何故その地が宗教的場となってきたのかという点である。この宗教的場成立の始源をめぐる課題においては、その地の自然的特色や景観等、自然条件に起因して生じる影響が大きかったと考えられるからである。当該の岩殿山信仰について言えば、この課題を追求することは、確実な史料の根拠を見出せない鎌倉時代以前の岩殿山信仰を展望することに、またこの地に仏教的解釈が成立してくる以前の言わば元始岩殿山信仰にまで思いを馳せることにもなると考えている。



〈図1〉『武蔵野話』所載 苦林村の方から見た岩殿山

まず、東松山市大字岩殿にある坂東三十三所観音霊場第十番とされている通称「岩殿観音」「岩殿山」における「岩殿」の名称の確実な使用例がいつ頃まで遡りうるか、ふれておこう。ここは、現在の坂東三十三所観音の案内書などでは「巖殿山正法寺」として紹介されているが²、この場合「巖殿山」は山号として使用されている。「正法寺」は江戸時代を通して別当寺としてこの地を代表してきたことが確認できるが、巖殿山正法寺の名称は中世の確実な史料で確認することはできない。まず鎌倉期の史料で確認できるのは「岩殿寺」の呼称である。岩殿観音の境内にあった「正嘉元年丁巳八月彼岸第三」の日付けのある古碑には「岩殿寺 衆徒敬白」とあり、元亨二年（一二三二）四月九日正法寺鐘銘にも「岩殿寺」とある³。ここでは「岩殿」は山号ではなく寺号としての使用である。次に貞治二年（一二六三）岩殿合戦に関する軍忠状⁴から「武州岩波（殿山御合戦）（貞治二年十月「中村貞行軍忠状写」・「石殿山属当御手候」（貞治二年十一月「畑野常全軍忠状）」とあって、岩（石）殿山の名称が確認できる。また住人が自分（達）の住所を指す場合の言い方として南北朝以来「比企の岩殿」の語の使用が確認できる。これは江戸時代にも続いている。山号については鎌倉期に禅宗寺院で使い始めるとされているが⁵、この地では

鎌倉期にまだ山号は使われていなかったと思われる。ただ寺号「岩殿寺」使用の前提には、既に鎌倉期には「岩殿」或は「岩殿山」の地名が成立していたと考えられ、「岩殿」地名成立はさらに以前であることが想定できるだろう。

この地に宗教的場が成立してきたのは、この山塊の在り方と、その主峰ともいえる岩殿山の山容・景観が周囲の諸地域から特別視される条件を成していたことにあるからと考えられる。岩殿観音の所在する地域は、行政区域上では、かつての比企郡岩殿村にあたり現在は東松山市大字岩殿となっているが、地形学上の概念としての「岩殿丘陵」の範囲に照らしてみると、その一部を占めているに過ぎない。すなわち、この岩殿地域は地形学上の地域区分としては岩殿丘陵（比企南丘陵ともいう）東部に位置づけられる⁶。この地は、北側・南側の低地或いは東側の台地に立地する村々から見ると高くなっており、山塊のように見える。特に北側の都幾川低地や南側にある越辺川低地の方とは標高差が明瞭で、一段と高く見え山地として認識されていた。たくさん谷が刻まれていることからこの地域全体に対して特に九十九谷⁷という名称が生まれ、そこから湧き出した水を集め南流して外部に流れ出る川は九十九川と呼ばれた。

このことよって周囲から特別視されていたことは、明治末・大正初年頃に都幾川低地

に立地する下唐子で幼少期を過ごした児童文学者打木村治(一九〇四年生れ)がその経験を踏まえて著述した『天の園』からも窺える⁷⁾。主人公は岩殿丘陵の北側都幾川低地の下唐子に住む河北保少年で、その小学校一年から川越中学受験までの六年間の物語であるが、この地が悪龍退治伝説のある深山幽谷のように見られていたことが読み取れる。

この地形的特徴は、周囲からこの地域を特別視する要因となっており、この地に信仰対象が見出され、宗教的場が成立してきた前提条件をなしっていると考えられる。既に、近世以前この山塊の中の幾つかの場所に山岳仏教的解釈による幾つもの信仰対象が設定されていたことを明らかにしてきたが、特に基軸となる岩殿観音信仰設定の由来はその中の主峰と意識されていた岩殿山(現在「物見山」とされる)にあり、「岩殿」名称もこの山の景観的特徴からきたものと考えられるのである。

なお、岩殿山の右手奥(参道側から見て)にある「大峯の台」(「台」は、だい。または、うてな」と読む)と呼ばれる峰は標高一三九メートルあって岩殿山よりも四メートルほど高く、かつてはこの地域の修験者達の国峯修行の場であったが、やはり岩殿山(物見山)がこの山塊の主峰と見なされていたのには理由がある。それはこの山塊の主峰にふさわしい威容を備えていたからである。この地名が付けられたのもこの山容・景観に由来しており、そのことがこの地が宗教的場所となった条件であったと考えられることを明らかにしようとしているのである。

第一章「岩殿」の意味をめぐって

(一)「岩殿」の語源に関する諸説

この地の通称「岩殿観音」における「岩殿」の語は本来何に由来するものであろうか。今日までに出版された著作の中にこの点を論じる記述を探しても、管見の限りでは正面から十分な形で説明してきたものを見出すのは難しいが、近世の縁起・紀行文等にある程度言及したものをみることはできる。それらと現在の景観を踏まえると、次の三説をあげることができる。A) 本堂を始めとする諸建築物と門前町の所在する町域全体が岩山の中にあると認識され、その立地環境等の特徴に由来するとする説。B) 本堂のある敷地は岩山を削って造成されたもので、本堂背後三方を垂直な岩壁が取り囲む形となっているが、その景観に由来するとする説。C) 本堂の背後左方に聳える岩殿山(現在の物見山)の山容や景観に由来するとする説。

A・B両説を述べているものとして、津田大浄(十方庵敬順)の『遊歴雜記』(五編十五冊、文化九年(文政十一年)¹⁰⁾中に「比企郡岩殿の観音」の項目で残されている次の記録を挙げることができる(読点は磯貝)。この著作の「初篇上」が刊行されたのは文化九年(一八一二)のことなので、彼が訪れたのはそれより前のこととなる。

「是よりいよ、右へ付て爪先さがりに山の裾を行事凡半道にして千日堂のまへに至る、是より左へ僅にして岩殿の町口たり、爰より観音前石坂際まで三町 その間両側に八家居立ならび、なお町の半を過てより泊店あり、酒食をひさく家ありて肆店すくなからず、旅店八門前に五六軒粒だちし、中にも石坂下左り側なる橋屋文蔵とかや、家居よしと聞伝えてその家に旅泊せり、…頓て二階に憩ひ窓さし覗けば、東の方のミ打はれ、南西北の三方ハ必至と山つらなり、洞中に入るが如き袋谷の思ひせせらる」

「一 此土地一体にミな巖石たり、むかしハ岩にてやありけん岩殿と称せり、されば町の入口より爪先あがりに観音の方次第に高く、坂際までハ式丈余も自然に登るべし、既に観音の山といふハ、南西北の三方ハ石山の高さ四五丈もあらん必至と囲ひ、僅に南方の山間にのミ月の輪等へ通ふ間道ありて、三方はくると取まハし、石山の懐ろにいるが如し、岩殿と号けしもむへなる哉、扱観音堂ハ山上に東面して、六間四面石坂二重にして八十五階あり、此土地ハ地輪より天然の石山にして土砂少なしと雖、年古し諸木ハ岩頭に根をからミ、或ハ根あがりの如く成木し、枝をたハめ垂茂せし風情は作るともいかで及ばん、樹々の枝振の絶妙又類ひなし、既に石段を登り尽し、数十歩にして観音堂にいたる、…」

彼は、参道左側奥石坂下（階段下）にある橋屋に宿すことになり、その二階から覗いて、参道入口から観音堂下までの東方向のみが開け残りの南西北の三方が山、という地形になつていことに印象を深くしてこの地を「洞中」とか「袋谷」とかの語で表現している。「此土地一体にミな巖石たり、むかしハ岩にてやありけん、岩殿と称せり」との記述は、この地がもと岩（山）であつた所が切り開かれて出来たもので、岩殿の呼称もそれによつてゐるのだろう、という認識があつたことを示している。これは当地を訪れた時に発せられた感想的な意見といふべきもので、厳密な定義として述べてゐるわけではないが、ひとまずA説を述べたものとみておこう。この説は漠然とこの地域一帯が元は巖石であつた所を切り開いたものであると見ての上での感想的意見であるが、「岩殿」の語はもつと限定された所から来ていることは後述する。

次に、「既に観音の山といふハ、南西北の三方ハ石山の高さ四五丈もあらん必至と囲ひ、僅に南方の山間にのミ月の輪等へ通ふ間道ありて、三方はくると取まハし、石山の懐ろにいるが如し、岩殿と号けしもむへなる哉、」の記述は、観音堂の敷地が、南西北の三方が高さ四五丈もある石壁に囲まれてゐる姿を現したものとみることが出来るだろう。これについて「三方はくると取まハし、石山の懐ろにいるが如し、岩殿と号けしもむへなる哉」と述べてゐる点も、厳密な定義として述べてゐるわけではないが、「岩殿」の語が成立した理由に及んだものと受け取れるので、一応B説として挙げておこう。すなわち、三方が石山に囲まれ、石山の懐に懐かれてゐるような場所であることが岩殿の語が付けられた理由ではないかとしているのである。

ここにおいて述べられてゐることは、厳密な論議の俎上での説ではなく、当地に訪れた時の感想的なものとして書きとめられたものであるが、十八世紀初頭における「岩殿」の語源についての理解の一つを伝えるものとして貴重である。なお、「岩殿」の語の由来として挙げてゐるのではないが、次の記述は岩殿山の山容・景観に着目したものととして注目される。

「一 本堂の後ろ山はいよ、高き巖石にて、屏風を立し如き数丈の絶嶮なり、此頂上より登臨すれば、秩父の山々程近く波濤の如く西南につらなり、唯四望皓然として目に障るものなく絶景又類ひなし、東南の方幽に丸く白く見ゆるハ品川の海となん、頓て絶壁を下り土瓶取出し一煎(前火)せばやと、先清水手に掬しころ見るに白く濁り、一煎し見るに茶の好味を失ふ、此土地一円井戸なく水に乏し……」

この「本堂の後ろ山」として説明に及んでいる山こそ岩殿山のこと、「いよ、高き巖石にて、屏風を立し如き数丈の絶嶮なり」という山容、またそこからの眺望を述べている点は、「岩殿」の地名の理由として述べているのではないが、この地を特徴づけるものとして認識された所を伝える記述として、注目すべきところである。津田大浄は、この「高き巖石」「屏風を立し如き数丈の絶嶮なり」という山容を「岩殿」の語源に関わるものとして提示したわけではないが、彼が訪れた十九世紀前期にはまだこの景観の特徴がよく残っていたことを示している。この山容こそ「岩殿」の語が付けられた理由であることは(C説)、後述の如くである。

B説は、現在の本堂のある敷地が岩山を削って造成されたものであることよって作り出された景観に着目した説である。今日でも、岩殿観音を訪れると岩山を削って本堂のある敷地(＝堂敷)が造り出されていることに気付き、その本堂背後を取り巻く垂直に切り立った岩肌の景観には迫力を感じさせるものがあり、或いは「岩殿」の意味もそこから来たのではと思えてくるのは自然かもしれない。しかし、この考えは成り立たないであろう。なぜなら、そのような削平作業によって現在の敷地が造成されたのは十八世紀後半のことと考えられるからである。このことは天明六年(一七八六)四月二十日にこの地を訪れた江戸の国学者奈佐勝臯(なつかかつたか)の旅日記『山吹日記』¹¹から知りうる。

「仏殿いと久しく盛(成)て朽損したりとて造立のくはたて有て匠人らあまたあつまれり。堂の前は深き谷にてありしを、そのむきをあらためて坂路のまむかひにせむと思へど、山きはせまりてさは成かたければ、南の方なる石山の高さ三丈余りの程をきり崩して平らかになしたるに、谷はその切くつに埋れてすへて一つらにこそ成にたれ。それにいとけふ(う)のことこそあれ。いはほを切崩したるいともしものかたよりいたら貝の三つ四つなむ出たるはけにはかりしるまじきことかな。此わたりより海にはこよなく遠きかうへ、かゝる大磐石のうちにもれりけることかへすかへすもいとあやしき事そかし。いかにそや窮理の学者の説こそ聞かまほしけれ。」

これによると、以前の本堂は石階段から登ってくる方向に向いてなく、これより少し前になされた造成工事で敷地を広くしたことよって階段を登ってきた方向に本堂正面を向けることが可能になったことがわかる。この工事こそ現在の状態・景観を造り出したもので、岩山を切り崩し、その工事で出た岩石・土砂を谷間に埋めて現在のような広さを持つ敷地が作り出されたのである。現在本堂背後の迫力があつて危険でもある切り立った岩肌は基本的にこの工事の結果作り出されたことになる。なお、以前の本堂がどちらを向いていたのかについてまで言及はないが、既に明らかにしてきたようにこの地は、鎌倉初頭比企判官の館があつた高本山からほぼ真南に位置しており、その館から南に伸びてこの地に通じる参道に正対していた(すなわち北対していた)ものと考えられるのであるが、この工事とその後の本堂再建によつて現在のような北東に正対する形(今

の参道は南西に向かう形になっている)が可能になったと考えられるのである。

これによると、奈佐勝皇が訪れた天明六年四月二十日にあつては、敷地の造成はほぼ成つており、これから朽損した仏殿に替わる建物を建てようとして「匠人ら」があまた集まつていたという。したがつて、これ以前に本堂の敷地が狭かつたために岩山を切り崩しその切り屑で谷を埋める作業がなされそれは一応完成していたことになる。その工事が一応完成したのは彼が訪れた天明六年(一七八六)からみて以前のことなので、その工事に着手したのはもっと前のことになる。すなわち、完成時期は天明六年四月二十日より前ではあるがそう遠くはないと思われ、天明年間に入つてからである可能性は高くなる。工事着手時期は天明初年あるいはそれより少し前である可能性も残るが、大局的に見て、天明年間を大きく遡ることはないだろう。前述の様に「岩殿」の地名は少なくとも鎌倉時代の「岩殿寺」までさかのぼつて確認でき、平安時代あるいはさらに古く遡る可能性があることからして、「岩殿」の語源を、岸壁を削りだす造成工事によつて作られた景観に求めるのは妥当ではないことになる。

なお、巖を切崩した中から「いたら貝」の化石が三・四つ出てきたことが記録されているのは興味深い。江戸の国学者奈佐勝皇は、この地が海から遠く隔たつてゐるのに、このような貝の化石が「大磐石」の中に籠つていたことを「かへすかへすもいとあやしき事そかし」と不思議がり、「窮理の学者の説こそ聞かまほしけれ」と述べている。現在はこの分野の研究が進み、岩殿丘陵の地質に関する「窮理の学者の説」を聞くことが出来る。筆者はこの岩殿丘陵の一角葛袋にある「東松山市化石と自然の体験館」で話を聞くことが出来た¹²⁾。この辺り一帯の地層は都幾川層群と云い、今から一五〇〇万年前から一〇〇〇万年前に海底でできた地層からなり、古い順に神戸層、根岸層、將軍沢層に分けられ、その上に鳩山層・今宿層がのつてゐること(さらに神戸層の下には荒川層があるがその間是不整合だとのこと)、貝化石の出土した層は根岸層(一五〇〇万年前〜一二五〇万年前)か將軍沢層(一二五〇万年前〜一〇〇万年前)であろうとのことである。

C説としては、亮盛編集『坂東三十三所観音霊場記卷之四』の第十番の「武蔵国比企巖殿」の記述を挙げることが出来る¹³⁾。この書が発行されたのは、明和八年(一七七二)年のことなので、編者亮盛がこの地を訪れ史料採集したのはそれ以前のこととなり前述の紀行文二つよりは古い。縁起中の次の説話の成立はさらに十八世紀前半に遡りうる。

「△第十番武蔵國比企岩殿

岩殿開山因由○比企郡岩殿山正法寺ハ。舊神仙遊栖ノ地ニシテ。遠ク塵境ヲ阻チ。玄二人跡ヲ絶ノ幽洞ナリ。壘岩壁立シテ四望樓閣ノ如ナレバ。土人稱シテ岩殿山ト云。常ニ奇雲山ノ頂ヲ覆ヒ。時ニ靈光岬林ヲ照ス。有信ノ者ハ稀ニ音楽ヲ聞。又遙ニ諸天薩埵ノ影向ヲ拜ス。一時精行ノ道人來リ。老若男女ヲ教導シテ。四月ヨリ七月迄ノ間。心ニ信テ一七・二七ノ日ヲ限リ。沐浴潔齋シテ此ノ山ニ登リ。年中ノ災厄ヲ祓フノ事トス。此ノ善行終ニ土地ノ例式ト成ヌ。是レ岩殿登陟ノ權與ナリ。今寶前ニ於テ長日行法ノ外ニ。毎歳一夏ノ間除厄ノ祈禱ト稱シテ。一百座ノ觀音供養法ヲ修スルトアリ。是ソノ古代ノ餘風ナリト云。」

文章全体としてはこの地を権威づけ荘厳化するための過剰な表現となっており、特に「常ニ奇雲山ノ頂ヲ覆ヒ、時ニ靈光艸林ヲ照ス。有信ノ者ハ稀ニ音楽ヲ聞。又遙ニ諸天薩埵ノ影向ヲ拝ス。」などの表現は架空・仮想の話といった方が良くいくらいのものであるが、「壘岩壁立シテ四望樓閣ノ如ナレバ。土人稱シテ岩殿山ト云」という部分は、荘厳化された表現ではあるが、当時の山容や景観上の事実を踏まえて岩殿山の名称の由来に及んだものとして注目される。すなわち、当地の人々が「岩殿山」という呼称を付けた理由として「壘岩壁立シテ四望樓閣ノ如」という景観上の特徴＝山容を挙げている点が重要である。縁起成立期は既に明らかにしたように十八世紀前半頃であるが、この部分の記述はさらに古くから伝えられたものである可能性もある。したがって、この部分の記述がA・Bに比べて少なくとも半世紀或はもっと古い景観・山容の実態を反映している可能性は高くなる。したがって「岩殿山」の名称もそのような山容・景観上の特徴が、_〃岩の楼閣、或いは_〃岩の高殿、_〃岩の御殿、などに譬えられるものであったから、付けられたものと考えられる。すなわち、この岩殿山の「屏風を立てた」ような「高き巖石」が造り出す山容が「岩殿」の語源だと考えるC説が妥当であると考えられるのだが、この点は他地域の「岩殿」の語のつく場所の地名にも共通する景観的特徴であることを示すことで、より鮮明になる。以下、他地域の「岩殿山」の事例を挙げてそれら全体に共通する特徴を明らかにしていく。

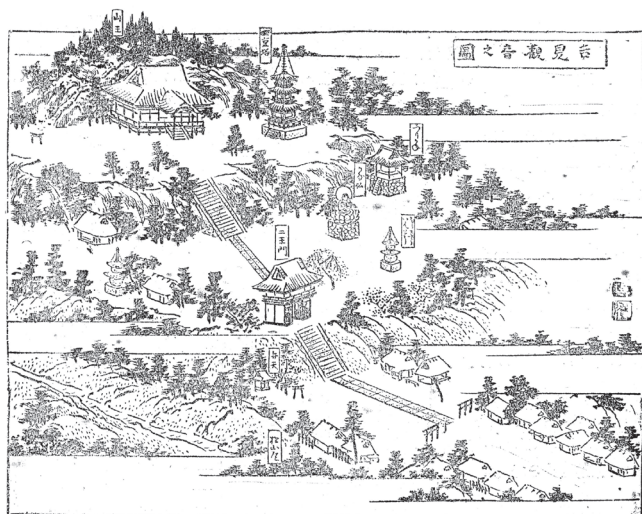
第二章 他地域の「岩殿」の名称がつく事例から

「岩殿」がつく地名はこの比企の岩殿だけではなく、別な所にも残っている。現在の所、武蔵国では比企郡だけでなく、横見郡と高麗郡(秩父市との境近くで、かつては秩父郡所属の時期もあった)の二箇所、相模国三浦郡の一カ所、甲斐国都留郡の一カ所等をあげることができる。少なくとも武蔵・相模・甲斐などで確認できるわけである。これらによって、「岩殿」の語が垂直に切り立った岩壁が造り出す山容に由来していることがより明らかになる。

(一) 武蔵国の事例二つ

現在のところ、武蔵国の事例を多く見出すことができる。まず武蔵国については、今の所「比企の岩殿」以外に吉見の岩殿山安楽寺と高麗郡(かつては秩父郡に属したこともある)の吾那郷の岩殿観音の、二つの事例を挙げることが出来る。三つとも共通して観音の霊場として知られ、かつては「岩殿観音」と同じ呼称で周辺に知られていた。

(A) 坂東三十三所第十一番横見郡吉見郷の岩殿山安楽寺… 比企の岩殿観音に次いで第十一番札所に位置づけられている横見郡吉見郷の吉見観音は岩殿山安楽寺の名称で知られている。注目されるのは山号に「岩殿山」の名称が残されていることで、比企の岩殿観音と同じく、ここにもか



〈図2〉『川越・松山の記』所載

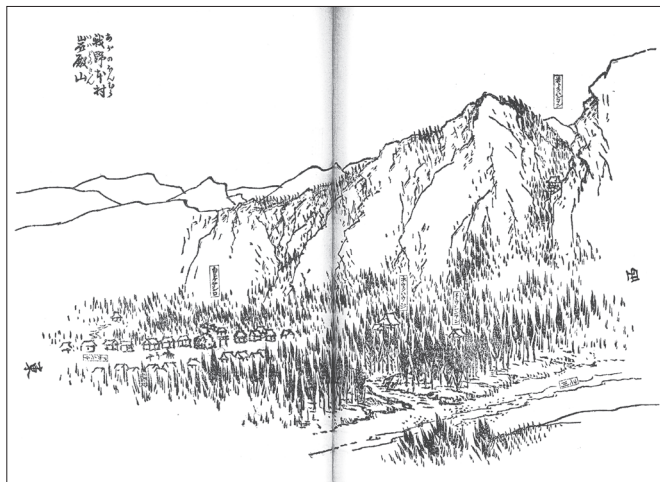
つては「岩殿山」が存在し、それがこの地を宗教的場所とする条件となっていたことを伝えている。沙門亮盛編輯『坂東三十三所観音霊場記卷之四』は、この吉見観音について二要素の濫觴説話を伝えている¹⁴。

一つは近郷の開発領主吉見兵庫介についての伝承で、彼が故あって北国に移住することになり、先祖より持仏堂に安置してきた聖観音像も持つて行こうとしたが、その像が頻りに重くなつて、数百人の力でも動かず、せん方無く、これを石槨に入れ「山の腰の岩窟」に納置したという。そのため吉見の里人等は「当寺の本尊を氏神と（して）崇仰す」ることになったという。ここでは聖観音を入れた「石槨」とそれを納置した「石窟」の存在が強調されている。観音像を氏神として祭つたというのはこの地の神仏習合の形としてみることもできよう。

もう一つは坂上田村麻呂の蝦夷征討事業に絡めた観音信仰説話である。桓武帝から蝦夷征討のため征夷大將軍に任じられた「田村丸」が洛東清水寺に詣でて「逆徒退治の擁護を祈り」「東海の驛路に進発し」たが、道中においては「驛中観世音の在す所にては、必ず馬を駐て拜念し」てきたという。武蔵国に入り、晩夏（六月）中旬に至り比企から吉見にいく途次夜となり、その夜の夢に「老比丘」の姿をかりた観音が現れ、「汝夷賊退

治ノ大義ニ關リ。我ヲ念ズルコトノ切ナレバ。我軍營ヲ衛リ大功ヲ立シメン。必ず思慮ヲ勞スルコト勿レト。」との「瑞夢」を得たという。ここまでの話は比企の岩殿観音の説話の影響があると思われる。特に六月中旬としている点は比企の岩殿における悪龍退治説話に合わせたとと思われるが、悪龍退治の話そのものはない。この後は独自の展開となつていく。明けて勇んで駒に鞭打ち吉見の方へ發向し、観世音の靈地に至つたという。その地は、「深ク荆棘ニ縈リ鳥獸ノ栖處」、或は「毒蛇・野干ノ竄處」となつて、里人の中でも誰も見た者はいなかつたという。將軍田村麻呂の軍勢は、「鐘鼓」を鳴らして荆棘の中に踏み入り、異香薫る所を辿つて石扉を鎖した岩洞の入口を見つけた。これを押し開こうとしたが「金輪より衝出たるが如く」全く開かなかつた。そこで、田村麻呂が「その岩戸に立ち向い、至心に大悲者を念じ奉」つたところ、倏ち山林は震動し岩戸は自ら開き、中に聖観世音が光明を放つて立っていたという。この像は「昔行基大士遊化シテ吉見氏ニ造與シ像也」とある。その「尊容ノ光彩庸工ノ及ブ所ニアラズ」ということで、「貴賤感涙ヲ流シ。序ヲ亂シテ競拜」した。その後、將軍は奥州に向けて出陣していったという。

ここにおいては、茨が生い茂つた岩山の中に、入口が岩戸で閉ざされた岩洞があつて、その中に聖観音像が立っていたという話となつている。この説話創作当時にあつてもそのよう



〈図3〉『武蔵野話』所載図

な設定が可能な景観が残っていたものであろう。ここでは「茨が生い茂った岩山」、聖観音像が立っていた「石扉を鎖した岩洞」とその入り口の「岩戸」の存在が示されている。この地については「吉見岩殿山略縁起」¹⁵が伝える別の説話もある。粗筋は亮盛編『坂東三十三所観音靈場記卷之四』の吉見観音二つの濫觴説話とほぼ同じであるが、別の表現を見ることが出来る。まず行基が観音像を彫刻して「巖窟に納め、盤石をもつて扉となし給ふ」とあって「巖窟」、扉としての「盤石」が見える。次は田村麻呂らが茨を薙ぎ払い当地に至った時の話である。

「(田村麻呂が) 群士郷民を率ひ荆棘を薙開き林中に入る、行事遙にして一つの幽地あり、石を疊んで殿を造り、盤石をもつて扉となせり、異香四方に薫ず、將軍士卒をして扉を除かしむるに搖動する事あたはず、爾時將軍一心に大悲の本誓を念じ、又諸人に示して名號を稱せしむ即ち自ら扉を擧るに其輕き事毛髮のごとく、忽ち開けて光明赫々たり、普く林中の常闇を照す、この時岩戸山安樂寺の號を得たり、且て尊容を瞻仰し畢て、夷賊誅罰の後殿經營すべしと誓ひ、速に東征に趣く」

ここに「石を疊んで殿を造り、盤石をもつて扉となせり」とあるのは、「岩殿」の語の由来について、その景観が「石を疊んで殿を造った」ようであったことから付けられたもの、との想定を可能にするだろう。これは、この岩山の山容が幾つかの岩を立てかけるようにして周りを囲むような形を成しているということであって、比企の岩殿山の景観と同じ表現である。比企の岩殿の縁起に似た表現でその影響を感じるが、一定の事実を反映していたのだろう。また立てかけた岩の一つを入口の扉と見なせば「岩戸」という表現もありうる。

(B) 我野本村の岩殿山瑞巖寺… 西武池袋線の先、秩父線の吾野駅から西方に入った所にも、かつて「岩殿観音」があった。ここは坂東三十三所中にも秩父三十四所中にも数えられていなかったが、かつては近隣の人々の信仰を集め栄えた時期もあった。所属する行政区域としては、高麗郡に属したり秩父郡に属したりと変化してきたが、現在は埼玉県飯能市に属する。鶴磯樵夫(斎藤鶴磯)著『武蔵野話』¹⁶は文化十二年(一八一五)発行で十九世紀初頭頃の有り方を伝えるが、秩父郡の冒頭に挙げ次の如く記録している。

〔秩父郡〕

秩父郡我野本郷の山中を八九町躋て岩殿の観音あり、大飛閣岩頭に聳え、その景色いはんかたなし。閣の背に洞窟あり、入口横二間餘餘三間餘にして奥行五間程あり。その中に石碑二枚あり、長さ五尺餘幅一尺一寸厚さ二寸にたらざる青石にて文有、其一枚は

武州高麗郡我那 岩殿山瑞巖禪寺

當寺大旦那 小野高忠

またその一枚は

當時者ハ天性岩窟自然ノ寶石、因ニテ行基菩薩手ニ一刻スルニ十一面尊像ヲ一、自ヨリニ安ニ一置セシ此靈地ニ一、以來六百五十歳、始テ立ニ此石門ヲ一。其結縁ノ者數百人、具ニ記ニス名字ヲ一。納ニム鉢寶殿ニ一。大悲照覽悉ク在リニ此偈ニ一

具一切功德慈眼視衆生福聚海无量是故應頂禮

文和五年丙申二月十八日 願主 北丘元灯

右のごとく石碑にあるを見ても、此地を古は我那といひしをいつの比より我野と文字を改めしや。鎌倉大草子に「嘉吉の比吾那次郎といへる人」も此地の所産の人なるべし、郡も今は秩父郡にて瑞巖禪寺も慶長の後眞言宗となり同郡高山の常樂院の末寺となり觀音院といへり、同所坂石村に曹洞宗にて岡部山忠澄庵とて圭出三石を賜はる寺あり本尊は地藏尊にて龕の寄附は岡部内記忠壽とあり、土人の話に岡部六彌太の舊跡のよしいひ傳ふれども古證文もなければそのいはれ委き事はしれずといふ。然れども文和の比小野高忠など碑にあるを見ては岡部氏の舊跡なるべし。」

「大飛閣岩頭に聳え、その景色いはんかたなし」という記述は、「岩殿」の名称が、岩頭が大いなる楼閣に譬えることができるような山容を示していたことから付けられたという理由を示す所として注目される。また「閣の背に洞窟あり、入口横二間餘堅三間餘にして奥行五間程あり」と洞窟についても記されている。「青石」の「石碑二枚」については今日いう所の板石塔婆（板碑）のことであろう。そのうちの文和五年（一三五六）丙申二月十八日付の「願主 北（比カ）丘元灯」の文章からは、行基菩薩が十一面觀音像を手刻してからの文和五年まで「六百五十歳」経つが自分を含め數百人がこの「石門」に立つて「結縁」し「具さに名字を記」したものを「寶殿」に納めたことの感激が述べられている。この地の景観が「天性岩窟自然ノ寶石」と形容されているのは「岩殿」の語が使用された由来を語る所であろう。またその場所を「石門」とも記しているが、これは「いわと」と読むのであろうか。ここで云う「寶殿」とは自然石のことか、或は構築物の事か。

また『新編武蔵風土記稿』（八）¹⁷「秩父郡阪元村」の項目の中にも記述がある。阪元村について、「武光庄高麗郡領上我野郷二屬ス」とある。「我野」がつく語としてこの地を流れる高麗川の上流の「我野川」、文殊院について割注で「我野山寶積坊法藏寺ト號ス」とあるように、川の名と山の名としても見出せる。句読点を補う。

「阪元村ハ郡ノ東ニアリ。武光庄高麗郡領上我野郷ニ屬ス。」。「岩殿山并瀧 觀音院ノ條ニ出ス。」。「觀音院 村ノ東雙木組ニアリ。阪石町分ヨリ東向南折シテ巖石驗岨ノ路ヲ登ルコト七八町經、些ハカリノ平地ニアリ。此山ヲ岩殿ト云。仍テ此寺を岩殿山瑞巖寺ト號ス。往古ハ禪宗ナリシカ、慶長年間ヨリ改宗シテ新義眞言宗トナリ、高山村常樂院末トナル。古刹ニシテソノ興廢詳ナラス。イツノ頃ヨリカ住僧モナク自ラ頽敗シテ、今ハ客殿一字四壁ナク空クタテルノミ。寺務ハ本寺ニテ兼帶セ

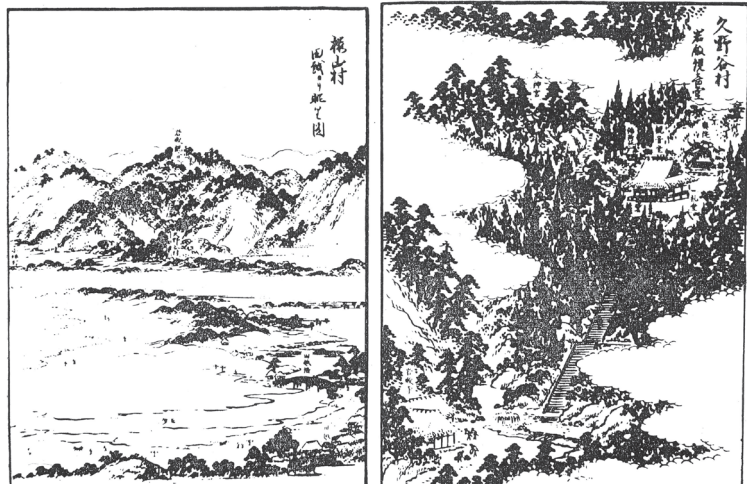
り。」「観音堂 コレモ岩殿ノ観音トテ、ソノ名一郡ニ著ルシク近郷ニ開フル勝景ノ地ナリ。堂ハ盤巖ニヨリテ造レリ。所謂棧閣ト云ヘキモノカ、三間半ニ四間半十一面観音ヲ安ス。木ノ立像、長二尺四寸行基ノ作厨子ニ入ル。外二十一面観音一、體ハ観音院ノ本尊ナリトテ此堂中ニ置ケリ。又コノ堂ニ大般若經ヲ藏ス。土人コレヲ小野堂ノ書ナリト云ヘト左ニハアラス。」「岩窟 堂後ニアリ。此邊スヘテ巖々タル盤岩ニテ、ソノ中ニ自然ノ穴窟アリ。土人コレヲサシテ岩殿ト云ヒシヨリ、即チコノ山ヲ稱シテ岩殿トハ呼ヘルナリ。按ニ往古ハ観音ヲコ、ニ安セシヲ後年ニ今ノ堂ヲ造營シテ移セシモノト思ハル、ナリ。穴口高サ二三間幅二間許、奥行七間許漸ク狭ク幽邃ナリ。其中程ニ石龜アリ。縦三尺横二尺高五尺許、石板ヲモテ造リ、其前ニ石門ト稱シ同ク石板ヲモテ門ノ形ヲナス。其中文ヲ刻スルモノ一枚アリ。其文ニ曰、(略)」「観音院」についての割注に「村ノ東雙木組ニアリ。阪石町分ヨリ東向南折シテ巖石嶮岨ノ路ヲ登ルコト七八町經、些ハカリノ平地ニアリ。此山ヲ岩殿ト云。仍テ此寺を岩殿山瑞巖寺ト號ス。」とある。「往古ハ禪宗」であつたが「慶長年間ヨリ改宗シテ新義眞言宗トナリ、高山村常樂院末トナル。」とある。「古刹」であつたが、「イツノ頃ヨリカ住僧モナク自ラ頽敗シテ、『風土記稿』編さん時の今は「客殿一字四壁ナク空クタテルノミ」と言う状態で、寺務は「本寺ニテ兼帯」しているとのこと。

この巖石險阻の山の名を「岩殿」と言い、その寺の名が「岩殿山瑞巖寺」であると記している。「観音堂」についての割注に、「コレモ岩殿ノ観音トテ、ソノ名一郡ニ著ルシク近郷ニ開フル勝景ノ地ナリ。」とあつて、これも「岩殿ノ観音」の名でこの郡一帯に知れ渡つていた「勝景ノ地」であつたという。観音堂は「盤巖」の上に乗る形で作られており、所謂「棧閣」であつた。三間半に四間半の造りで木製十一面観音の立像を安置していたという。堂の後ろには「岩窟」があり、その割注に「此邊スヘテ巖々タル盤岩ニテ、ソノ中ニ自然ノ穴窟アリ。土人コレヲサシテ岩殿ト云ヒシヨリ、即チコノ山ヲ稱シテ岩殿トハ呼ヘルナリ。」とある。ここには所の者の説として「岩殿」呼称の理由が述べられている。この辺り一帯が「巖々タル盤岩」であることとその中に「自然ノ穴窟」があること、二つの事実を並べた上で「土人コレヲサシテ岩殿ト云ヒシヨリ、即チコノ山ヲ稱シテ岩殿トハ呼ヘルナリ」と述べている。この言い方によると、岩山であることとその中の洞窟があることの二つのうち、洞窟があることを重視して「岩殿」と呼んでいようようにみえる。ただしこの『風土記稿』調査時の十九世紀前期には観音信仰も衰えているようなので、地元の人説であるといつても、これが本来のあり方をどの程度反映しているの問題が残る。

『風土記稿』挿図において「鬼岩」の左側に聳えるのが岩殿山であろうか、その左下の建物が観音堂であろう。この図から頂上近くが岸壁に取り囲まれる形になっている姿を読み取れ、やはり本来はこの山谷に由来して「岩殿」がついた可能性を示すものであろう。意味を岩の御殿とする場合、大局的には同じ趣旨と理解できるだろう。

(二) 武蔵国以外の事例

(A) 相模国三浦郡久野谷郷の海前山岩殿寺… 相模国には、坂東三十三所観音霊場の札所は第一から第八まであつて、関八州中と最も多く存在



〈図4〉『相中留恩記畧』所載 相州久野山村岩殿観音の図

するが、その中で「岩殿」の文字を伝えるのは第二番目に数えられている「岩殿寺」^{がんでんじ}である。この寺についての縁起として亮盛によって明和八年に刊行された『三十三所坂東観音霊場記』所載¹⁸「第二番 同国岩殿寺」の記事から、その地名が付けられるに至った理由の根拠を推測する手がかりになりそうな部分を拾う。

まず大和の長谷寺の開山本願徳道上人が登場し、この地に着目したきつかけが述べられる。由比ガ浜を挟んだ対岸にある霊山が崎での修行中に巽の方を眺望したところ、「空中には彩雲たなびき、地よりは光気の雲中に衝き入る」を見たことがきつかけとされる。「一里余の山谷を過ぎて」そこまで行脚してくると、「聳然たる奇峰」^{とそ}があつて、その場所の景観は「三方は自然に岩そぼだちて屏風の如く、一方は海門遙かに扉をひらき、近くは三浦三崎の津に臨み、遠くは南海渺焉として目力をほしいま、にす」という有様で、「その中央の地は石平かにして苔母^{こけ}のなめらかなるを踏む」ことができたという。そして「三方そぼだてる岩壁に響きて、どこ

となく岩壁光明赫奕として、十一面観世音影向」したという。この場所は比企の岩殿と同じく岩壁に囲まれた絶景の地で周りは三方がそぼだっていたという。「岩殿」の名称はそのような山容に対して付けられた可能性を示しているといえよう。なお、この編者亮盛も「岩殿は札所内に三箇所あり。今こゝは三浦の岩殿なり。」(224頁)と記すように、坂東三十三所の中に「岩殿」の名称がつく札所が三つ(相模の三浦・武蔵比企・横見の三つの「岩殿観音」)あることに注意を喚起している。

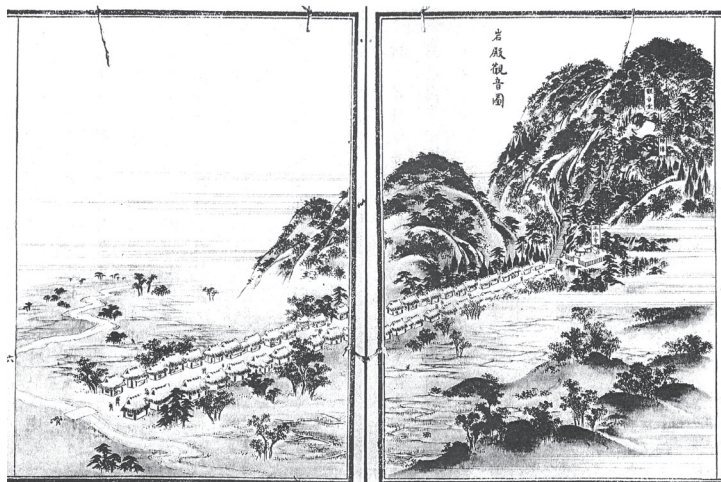
(B) 甲斐国都留郡の岩殿山(現在の山梨県大月市賑岡町)・・・中央線大月駅の北東側にも岩殿山がある。その地は桂川の北岸、葛野川の西岸に位置し、両川が合流する間に挟まれる形になっている。天正十年(一五八二)武田勝頼滅亡時の小山田氏の居城「岩殿(山城)として有名である。これも岩壁が露頭していて大月駅ホームからやや後方にみることが出来る。一つ東京側の猿橋駅からもすこし離れてはいるが前方右側に見える、岩壁が曝され直立する姿はこちらの方が典型的と言えるかもしれない。岩石の風化はあるかもしれないが、部分的に植物に覆われながらも、垂直に近い崖壁に囲まれている岩山の姿は今日でも明瞭である。山麓には、中世、岩殿山円通寺があつて「観音堂、三重塔の規模が大きく、多くの房舎も存在していた」とされる。この地には既に十世紀前半には寺塔が建てられていたという¹⁹。観音堂の存在から中世には観音信仰も行われていた可能性が思い浮かぶ



大月市の岩殿山（大月駅から撮影）

を引いている可能性が大きい。すなわちこの山の岩壁の神々しさがこの地を特別視させたもので、かつてはそのような景観を備えたこの岩山自体が神体で在った時期があるのだろう。このように考えると、大月市の「岩殿明神」は「岩殿山」のより古い神への信仰形態を提示しているとみることが出来る。

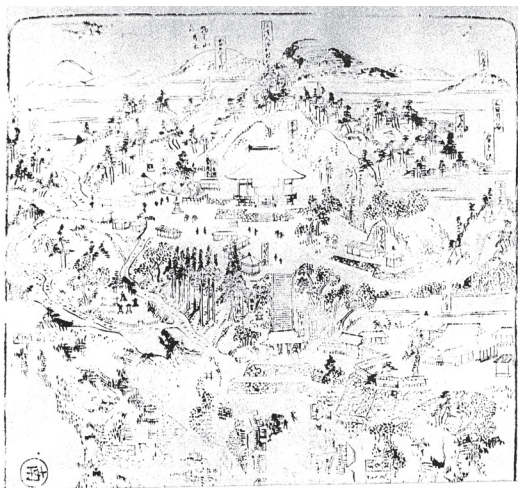
が、現在の所「岩殿観音」として周囲からの信仰を集めていた証拠となる史料を見出すことはできない。特に注目されるのは、文明十九年（一四八七）正月に、京都の聖護院門跡道興准后が訪れた時のことを伝える『廻国雜記』²⁰の記事である。「かく甲州にいたりぬ、岩殿の明神と申て霊社ましましけり、参詣して歌よみて奉る、あひかたき此岩との、神やする世々に朽せぬ契ありとは」。これは道興が武蔵国から甲斐国に入ってきた時の記事だが、ここには観音信仰の記述はなく、「岩殿の明神」という「霊社」があつて人々の信仰を集めていたという事実のみ記録されている。彼が参詣して詠んだ「あひかたき此岩との、神やする世々に朽せぬ契ありとは」の和歌でも、「岩とのの神」と神の存在だけが強調されている。このことは、大月市の岩殿山は、文明年間において、仏教的な観音その他諸仏の霊地としてではなく、「岩殿明神」という神への信仰の地として近辺に知れ渡っていたことを示すものであろう。「明神」という表現は、一般的に神への尊称であるが、特に中世になって吉田神道成立によって全国的に普及したとされており、古くから一貫して「岩殿明神」という言われ方をしていたとまで断言できないが、文明十九年にこの地を指す特定の地域名「岩殿」に「明神」の語が付して呼ばれていた事実は重視すべきである。古来この岩殿の地に存在する神への信仰が、仏教上の諸仏を観念するようになってからも廃れずに存続し、この時期にはむしろより太くなっていたことが想定される。とすると、系譜上は仏教以前の、自然物であるこの岩壁・山容の神々しさに神を観念し崇めていた時代からの系譜



〈図5〉 埼玉県立博物館『比企岩殿観音とその門前町』から

以上、岩殿山における「岩殿」の名が付けられた理由を明らかにするため、武蔵国では比企郡の岩殿だけでなく横見郡吉見の岩殿、秩父郡吾野の岩殿（かつては高麗郡に属していたこともあった）、相模国三浦郡の岩殿、甲斐国都留郡の岩殿などの事例を検討してきたが、それらに共通する特徴として山体上部に岩壁が露頭して畳を立てかけたように屹立した山容を成しており、それが周囲から望見しうる景観となっていたことが明らかになった。このように板状になった岩壁は、角度によっては太陽の光を反射して輝いて見える場所もあって、神々しさを増すことにもなっていたであろう。そのような近辺から畏敬・崇敬の念を起こさせる景観は、仏教的解釈がなされる以前から何らかの宗教的雰囲気呼び起こす場所として近隣から尊ばれてきた可能性が高く、また何らかの神的存在が認識されることにもなっていたであろう。このような場所は、仏教の普及拡大とともに何らかの仏・菩薩が坐す霊場とされていく場合が多かったと考えられるが、特に観音菩薩信仰においては三十三観音の内に岩山をその住処とする岩戸観音が知られるようになっていたことが重視される。これは、宋から入ってきた観音菩薩像を描く絵画にも岩山に顕現した観音菩薩像が見られるように、中国の観音菩薩信仰を背景にして日本でも普及していたと考えられる。武蔵国の比企の岩殿・吉見の岩殿・吾野の岩殿、相模国三浦郡の岩殿などは観音霊場として知られるようになった事例であるが、甲斐国都留郡の「岩殿明神」のように十五世紀においても神を祀る「霊社」として崇敬を集めた所もあった。これが古来から直接的に繋がるものであるか否かは断言できず、再拡大した可能性も捨てきれないが、その場合でも仏教以前の神への信仰につながるものとして、より古い宗教的性格を伝えたものとみることが出来るであろう。

露頭した岩が、神が降臨して鎮座する場所として信仰の対象とされたことを示す有名な事例は奈良県の三輪山に散在する磐座を挙げることができるが、写真などで知られる多くは斜面に分布している岩塊でその横を歩いて行けるもので、垂直に崖壁が露頭しているものではない（筆者の知らない垂直の岩壁があるのかもしれない）。比企の岩殿の場合は、基本的に縦の側面に岩壁が露頭している点で相違を感じるが、三輪山のように山全体が神体と



〈図6〉 埼玉県立博物館『比企岩殿観音とその門前町』
所収「坂東第十番武蔵国比企郡岩殿山の図」から

見なされていた時代のあったことが想定されるのである。また、四世紀頃から九世紀頃まで続いた祭祀遺跡・遺物が確認されており世界遺産に登録されたことで有名な沖ノ島（福岡県宗像市に属しているが本土から約六〇キロの玄界灘にある）は垂直に切り立った岩壁の露頭が続き、いかに神が降臨して鎮座する場所とみられるにふさわしい景観を備えている。沖ノ島の場合この岩壁が連続して並んでいてスケールが大きいのに対して、比企の岩殿山の場合は一つの岩山に過ぎない点で違いはあるが、その場所に神性が認識されるという点は基本的に同じであったと思う。このような岩壁は各地にあつてそれぞれの地域で信仰の中心をなしていたのではなからうか。なお、岩の字を冠した地名として、岩殿観音だけでなく岩戸観音・岩室観音・岩屋観音・白岩観音などもみられる。また観音名と結びついてないが、その他岩櫃等の名称もあり、かつては観音霊場であった場合もあるかもしれない。この呼称がどの範囲に拡がっていたのか、地域によって違う名称がつけられているのか、総合的に明らかにするのは今後の課題に委ねざるを得ない。

比企郡の岩殿山塊の中にこのような岩壁をめぐらした主峰が屹立している景観は、近辺から崇敬の念を起させるものがあつただらう。しかし、今日そのような景観を見出すことはできない。これは、かつては維持されていたそのような景観が、現在までに生じた諸事情によって失われてしまったからであろう。最後に、比企の岩殿の場合について歴史的景観が喪失されてしまった理由を考える。

まず、そのような岩壁の姿をいつ頃まで見ることが出来たのか、確認しておく。

文献史料としては前述の「壘岩壁立シテ四望樓閣ノ如ナレバ、土人稱シテ岩殿山ト云」の記事を伝える『坂東三十三所観音霊場記』「第十番武蔵国比企郡岩殿縁起」が刊行されたのは明和八年（一七七二）だが、その内容は明和三年（一七六六）末頃には成立していたとされるので、調査したのはそれ以前一七六〇年前後ということになる。次に、「本堂の後ろ山ハイよ、高き巖石にて、屏風を立し如き数丈の絶嶮なり」の記事を伝える津田大浄が『遊歴雜記』を刊行したのは文化九年（一八二二）のことなので、この地を訪れたのはそれ以前のこととなる。十八世紀半ば頃から十九世紀初頭頃には、この景観を確認できたことになる。

絵画資料としては、『新編武蔵風土記稿』の岩殿村の記事所載の付図と『坂東第十番武蔵国比企郡岩殿山之図』（埼玉県東松山市大字岩殿の正法寺が原版とともに所蔵する）を挙げることができる。前者の編纂事業は文化七年（一八一〇）頃始まり天保元年（一八三〇）に幕府に提出されているので、現地調査は一八一〇年代であろう。後者の絵図作成時期

は、「文政（天保前半期頃）」一八三〇年前後頃と推定されている。前者には二つの山が強調して描かれているが、樹木が生い茂っているようで岩壁は表現されていない。後者では岩殿山の位置が実際より右にずれている。岩壁については頂上近くに表現されている可能性もあるが、はっきりしない。両絵図からは、周りから屹立する山容を確認することが出来るが、「屏風を立し如き数丈の絶嶮なり」というような切り立った岩壁そのものが明示されているわけではない。『新編武蔵風土記稿』付図で見ると、かなりの草木類が表面を覆っていたようにもみえるが、切り立った岩壁を見られる場所もあった可能性を否定しきれない。すなわち、周囲から屹立した山の姿は健全であったが（実際はすべての場所から見えたわけではなく観音堂側の特定場所からだと思われる）、岩壁の岩肌はかなりの場所で植物類の繁茂に妨げられて見られなくなっていた可能性がある。

今日では、観音側から山容も岩肌も全く見ることが出来なくなっているのはなぜだろうか。これは、自然的要因と人為的社会的要因とに分けて考えてみる必要がある。自然的要因としては、岩の風化によって太陽を反射して光り輝く岩肌が喪失した可能性や藪やその他草木類の繁茂などによって表面が覆われてしまったことなどを一般的に想定できる。この自然要因についても人為的的要因と切り離せない面がある。それは岩壁への信仰が薄れることによって草木類の繁茂を防ぐ努力が放棄されることが予想されるからである。地元の修験者達の国峯修行の地であったことを既に明らかにしてきたが、彼らの活動が沈滞、停止したことが影響した可能性もある。明治五年（一八七二）明治政府は修験道（修験宗）を禁止しており、この地の修験者達の活動はほとんど不可能となった。その後は岩壁保持の努力もなされなくなっていくだろう。

人為的社会的要因は場合によって様々だが、明治以後今日に至るまでにこの地に生じた大要因として、高坂駅からこの山塊の中を突っ切って鳩山町に通ずるバス道路ができたことを挙げる事が出来る。これにともなう山の前部に橋が架けられたため（日の出屋の辺り）、樹木繁茂と相俟って参道や本堂のある方からこの山を見ることが出来なくなってしまった。このバス道路は、現在のことも動物公園入口に差し掛かる手前辺りから坂道となって尾根を通る形で山中に入っていく。この工事のため尾根筋に百前後ならんでいた一三六三年の岩殿合戦の官軍側の死者を祀った「旗塚」の殆どが取り壊されることになった。道路は、大東文化大学の間を抜けて鳩山町方面行きのバス停留所「大東文化大学前」の直前辺りから左側に兎沢の谷を見下ろす形になり、さらに進んで日の出屋の辺りから谷の上に架けられた橋の上を通る事になっているのである。しかし、現在、バスに乗って行く時は勿論、徒歩で行く時もこの道路が谷間の上に出てくることは全く感じ取れないようである。それはバス道路が両側の山の部分に接続するように造られているからであろう。近世の絵図に見られる山容は丁度この辺りで、それを遮る形になっているのである。

筆者は、この橋の下には現在でも岩肌が露頭している場所が隠れているかもしれないと希望をもった。幸い、この道路側から岩殿観音堂のある敷地に下る階段があるので、或はそこにいけば橋の下に露頭部分が残っているのを見られるかもしれないと考え、現地にも何度も行ってみた。しかし階段からは全く見えず、傍まで行こうと思ったが、浸みだした水で池が出来ていてアプローチできない（絵図にある「あか（関伽）の井」か）。結局、山肌を見ることが出来ないままである。残るは橋より高い部分で、そこに山肌をみる事ができるか。やはりこれも不可能な状況であ

る。土に覆われるか、山肌保護のためなのかコンクリート枠で覆われるかの状態になっているからである。コンクリートの各枠内には土があり植物が生える状態になっている。いつか崖下の池の向こう側を発掘できたら何らかの祭祀跡や遺物を見出せるのではないかと淡い希望を持っている。

注

- 1、『東松山市の歴史』上巻(昭和六十年三月)。岩殿山に関する拙稿として次がある。a「武蔵国比企郡岩殿山縁起の基礎的考察」(大東文化大学人文科学研究所紀要『人文科学』(以下同じ)第十四号二〇〇九年三月)。b「岩殿山麓阿弥陀堂の歴史的考察」(『人文科学』第十五号二〇一〇年三月)。c「『坂東第十番武蔵国比企郡岩殿山之図』記載「比企判官旧地」について」(『人文科学』第十六号、二〇一一年)。d「岩殿・南新井の旗塚について」(『人文科学』第十八号、二〇一三年)。e「岩殿・南新井の「堀カネノ池」と「判官塚」」(『人文科学』第十九号、二〇一四年)。f「岩殿・重観山と住観房について」(『人文科学』第二十号、二〇一五年)。g「岩殿山両縁起・濫觴説話にみる岩殿山諸信仰の系譜」(『人文科学』第二十一号、二〇一六年)。h「中近世移行期の岩殿観音」(大東文化大学人文科学研究所『人文科学』第二二号、二〇一七年)。i「鎌倉公方の閉じ込める城」(『大東文化大学紀要』五十六号〈人文科学〉二〇一八年)。
- 2、例えば、坂東札所霊場会編『坂東三十三所観音巡礼』(一九八七年四月、朱鷺書房)、『百観音札所巡礼』(昭和六十三年七月、佼成出版社)等。
- 3、正嘉元年(一二五七)八月に「岩殿寺衆徒」らが「當寺前別當左金吾禪門覺西」の菩提を訪うために建立した板碑は「正嘉元年丁巳八月彼岸第三 岩殿寺 衆徒敬白」とあって、當寺前別當左金吾禪門覺西の「出離生死頓證大菩提」のため造立されたものである。元亨二年(一三三二)卯月九日に岩殿寺に寄進された梵鐘銘文には「貫主覺阿沙彌」らが「武州比企郡岩殿寺」に「三尺八寸鐘一口」を寄進した旨が記されている。
- 4、『東松山市史資料編第二巻』参照。
- 5、中国風の山号については、平安末期京都の嵯峨清凉寺が五台山と名付けられ、鎌倉時代に禅宗寺院が五山の制に基づいて山号をつけ、その後広がったとされる。中村元『広説佛教語大事典上巻』(平成十三年六月二十一日、第一刷、東京書籍株式会社)、『岩波仏教辞典』(一九八九年十二月第一版)、その他。
- 6、『新編埼玉県史別編3自然』(昭和六十一年三月埼玉県発行)四〇頁の一覧表によると、物見山丘陵は、上部に「物見山礫層」(第四紀・前期洪積世)、その下に「都幾川層群」(新第三紀・中新世・中後期)、「上唐子層」(新第三紀・前中期)の三つの地層分布が見られるという。
- 7、打木村治『天の園』(第一〜六部、初版は昭和四十七年六月実業之日本社から出版、偕成社文庫による)。
- 8、注1拙稿「岩殿山両縁起・濫觴説話にみる岩殿山諸信仰の系譜」(『人文科学』第21号)。

- 9、国土地理院発行「越生」二五〇〇〇分の一地形図（昭和三二年測量、昭和五二年第二回改測、平成十一年修正測量、平成十二年八月一日発行）ではその嶺には名称はなく一三九mとあり、物見山は一三五mとなっている。参謀本部陸軍部測量局発行（明治一七年測量、明治二〇年製版）「菅谷村」二〇〇〇〇分の一地形図ではその嶺の標高は記されず、物見山は一三六・二mとなっている。
- 10、津田大浄（十方庵敬順）『遊歴雜記』（五編十五冊、文化九年）文政十一年（初篇上五十七、『新編埼玉県史、資料編一〇、近世一地誌』八七九頁以下による）。
- 11、奈佐勝臯『山吹日記』（『群馬県史料集第六卷日記篇Ⅱ』萩原進、解説）。
- 12、東松山市教育委員会発行『東松山の化石図鑑 探そう！葛袋の一五〇〇万年前のサメの歯化石』（東松山市葛袋地区化石利活用検討委員会調査部会編集、栗原行人・藤井孝二・水原猛・原田吉樹執筆、平成二八年四月改訂）。「東松山市化石と自然の体験館」で話を聞くことが出来る。
- 13、明和八年（一七七二）刊行『坂東三十三所観音霊場記』卷之四の「第十番武蔵国比企岩殿縁起」の記事（四〇七頁）。著作の由来を述べた「坂東観音霊場記大成縁由」は「時明和第三竜集丙戌冬十二月廿一日」との日付になっているので、明和三年（一七六六年）末頃には成立していたと考えられる。真言宗の僧亮盛が当時の坂東三十三所観音霊場の各札所を巡って、各寺の縁起類などの資料を収集して編纂したものである。
- 金指正三校註『西国坂東観音霊場記』（青蛙房、初版昭和四八年二月、新装版平成十九年五月）と『続豊山全書』二十（昭和五十年五月、續豊山全書刊行會発行）に採録。
- 14、注13『坂東三十三所観音霊場記』卷之四による。
- 15、『さいたま叢書第三』所収「吉見岩殿山略縁起」（昭和四年六月、埼玉県史編纂事務所、柴田常恵・稲村坦元編輯、三明社発行）。
- 16、斎藤鶴磯著『武蔵野話』（前編文化十二年（一八一五）、続編文政十年）（昭和四十五年一月有峰書店刊による）一五三〜五八頁。
- 17、『新編武蔵風土記稿』（八）「秩父郡阪元村」（歴史図書社昭和四四年一月）。
- 18、注13『坂東三十三所観音霊場記』卷之四による。
- 19、『角川日本地名大辞典・山梨県地名大辞典』（昭和五九年十月角川書店）参照。
- 20、道興准后『廻国雜記』（『群書類従』卷一八）。

（二〇一八年九月二十七日受理）